

見える化通信

価格交渉の実効性確保で、適正な価格転嫁を後押し 2026年1月施行 下請法から取適法へ



中小企業では価格転嫁が進まず、適正利益の確保ができない状況が長引いています。2026年施行の取適法は、こうした状況を踏まえ、構造的な価格転嫁を進め、適正取引を促す重要な制度改正です。

電機連合 政策部門

価格交渉を阻む3つの問題

一方的な代金決定の禁止、 相談・申告の選択肢拡大

近年、労務費や原材料費、エネルギー費の上昇が続く中、中小受託事業者が委託事業者(※1)に対して価格への反映を申し入れても、十分な協議が行われない事例が多くみられます。その背景には、①法律上は、価格改定の申入れに対して一方的に代金を据え置く行為も、法律上の「代金の決定行為」に該当するとされており、実質的に価格転嫁が進みにくいう状況があると考えられます。

また、②委託事業者との取引関係への影響を懸念し、価格交渉の要請や違反行為の申告をためらう中小受託事業者がいることも指摘されています。買ったたきや協議に応じない代金の決定行為などは從来から禁止行為とされていますが、現場では価格交渉の機会自体が十分に確保されない事例も見られます。

さらに、従来の下請法では、情報成果物の作成や役務提供といった取引も対象とされていましたが、委託取引の多様化が進むなかで、取引条件の妥当性が分かりにくい場合や申告先が限られていたことから、③相談や申告のハードルが高いと受け止められる事例もあります。

※1：委託事業者とは発注側の事業者のこと。旧下請法では「親事業者」。中小受託事業者は、発注を受ける側の中小企業・事業者のこと。旧下請法では「下請事業者」。

こうした問題の解消のために、2022年1月に施行される「中小受託取引適正化法(取適法)」では、従来の下請法の枠組みを見直し(図表1)、中小受託事業者の利益保護と取引の公正化をより広く確保するための整備が行われました。

■図表1 枠組みの見直しに伴う法律の題名・用語の変更

| 下請法 | 取適法 |
|--------------|---------------------------------------|
| 下請代金支払遅延等防止法 | 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律 |
| 親事業者 | 委託事業者 |
| 下請事業者 | 中小受託事業者 |
| 下請代金 | 製造委託等代金 |

出所：公正取引委員会資料をもとに電機連合作成

委託事業者に対する禁止行為については、これまでの買いたたき、減額、返品、購入・利用強制などに加え、代金の支払遅延の禁止や、協議に応じない一方的な代金の決定行為の禁止が明確化されました(図表2)。

また、違反行為を申告したことを理由とする不利益な取扱い(報復措置)については、従来から禁止されている行為であることを前提に、申告先として公正取引

委員会に加え、事業所管省庁の主務大臣が位置付けられました。これにより、相談・申告の選択肢が広がり、申告しやすい環境が整備されました。

なお、同法の適用対象は、従来では製造委託、修理委託、情報成果物の作成、役務提供とされてきましたが、これに新たに、運送委託(物流分野)が加えられました。さらに、資本金基準に加え従業員数基準を導入し、委託事業者・中小受託事業者の区分をより実態に即して整理しました。

これらを見直しを通じて、中小受託事業者が自らの付加価値に見合った対価を得やすくなり、価格転嫁の円滑化や、賃上げ・投資の原資確保につながることが期待されます。電機連合は、適正な価格転嫁と公平な取引環境の実現に向け、引き続き取り組んでいきます。

■図表2 法改正の主な内容

| 項目 | 内容 |
|---------|--|
| 禁止行為の追加 | ・「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止 ・「手形払」等を禁止 |
| 適用対象の拡大 | ・対象取引に「特定運送委託」を追加 ・適用基準に「従業員基準」を追加 |
| 面的執行の強化 | ・事業所管官庁に指導・助言権限を付与 |
| その他 | ・製造委託の対象物品に金型以外の型等が追加 ・書面交付義務について、電子メールなどの電磁的方法による方法も可能 |

出所：公正取引委員会資料をもとに電機連合作成